



こんにちは

日本共産党品川区議会議員

鈴木ひろ子

事務所 中延2-11-7 TEL3783-8833
区議団控え室(品川区役所内) TEL5742-6818

このニュースについてのご意見、ご要望をお寄せください。

病院から請求された

差額ベッド代81万円



「払わないで済みました」

ご存知ですか？

<差額ベッド料>

こんな場合 払わないで済みます

厚生省が2000年11月に出した医療通知では「差額ベッド料を請求してはならない場合」として以下のように定めています。

①同意書による同意の確認を取っていないとき。
(同意書をとっても室料の記載がなかったり患者側の署名がない等不十分な場合も含む)

②「治療上の必要」で移したとき

★救急患者、術後患者などで病状が重篤なために安静を必要とする人、又は常に監視が必要で、適時適切な看護や介護を必要とする人。

★免疫力が低下して、感染症にかかるおそれのある患者。

★集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要のある終末期の患者。
これらの場合は、仮に同意書を出していても払う必要はありません。

③患者の選択でなく、病棟管理などの必要から移したとき。

★MRSAなどに感染しており、他の入院患者の院内感染を防止するため移した場合。

「入院が必要だが、3万7千円の部屋しかない…」
Tさんのお父さんは腎臓の透析

中延のTさんから「父が病院に入院し間もなく転院となるが、差額ベッド代を80万円以上請求された。ひろ子さんが差額ベッドのことをニュースで書いていたのを思い出して」と相談を受けました。

「入院治療が必要。しかし現在3万7000円の部屋しか空いていない。難しい場合は他の病院を紹介の見解は？」と聞かれ、さらに「入院治療が必要。しかし現在3万7000円の部屋しか空いていない。難しい場合は他の病院を紹介

差額ベッド料について厚生労働省の通知で「請求してはならない場合」を定めているにもかかわらず、病院から当然のように請求されることがあります。今回も家族と一緒に病院に交渉。81万円の差額ベッド料を払わなくて済みました。

